

## 吹田市公告第 366 号

吹田市小学校給食調理及び配送等委託業務（単価契約）に係る一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和7年6月5日

吹田市長 後藤 圭二

### 記

#### 制限付一般競争入札実施要領

##### 1 業務名

吹田市小学校給食調理及び配送等委託業務（単価契約）

##### 2 契約期間

契約締結日から令和7年 10 月 31 日まで

※履行期間は令和7年8月 26 日から令和7年 10 月 10 日まで（予定）

##### 3 業務内容

本市の作成した献立に基づく、食材料の調達、検収及び管理、調理及び配缶、各学校への配送、回収、食缶の洗浄、消毒及び保管、及びこれらに付随する業務

##### 4 履行場所

吹田市立古江台小学校

##### 5 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

(3) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載業者であること。「122 給食」を参加希望種目としていること。

(4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排

除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

(6)入札参加資格確認申請書提出日時点で、公立小中学校給食において食缶方式によるデリバリー給食業務を受託中であること。

## 6 入札参加資格の確認

(1)本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び現在受託中の食缶方式によるデリバリー給食業務の契約書の写しを提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2)申請書の提出

ア 提出期間

令和7年6月5日(木)から令和7年6月 18 日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

〒564-0027

吹田市朝日町3番411号

吹田市教育委員会学校教育部保健給食室

電 話 (06)6155-8153

メールアドレス [gaku-kyuu@city.suita.osaka.jp](mailto:gaku-kyuu@city.suita.osaka.jp)

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ(産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和7年度(2025 年度)一般競争入札(業務委託)一覧>吹田市小学校給食調理及び配送等委託業務(単価契約)に係る制限付一般競争入札について(以下、「当該案件のページ」という。))からダウンロードすること。

エ その他

(ア)申請書作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ)提出された申請書は、返却しない。

(ウ)申請書の提出はメール(送信後は電話により到達確認を行うこと)、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。)によるものとし、(2)アに記載する期間内に必着のこと。

(3)入札参加資格の確認の結果は、令和7年6月 20 日(金)までに、申請書に記載のあったメールアドレスへ電子メールにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して同様に通知する。

(4)提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

## 7 質疑及び回答

(1)質疑受付期間

令和7年6月5日(木)から令和7年6月 18 日(水)午後5時までとし、メールにより受け付ける。

※電話により到達確認を行うこと。

(2)回答期日

令和7年6月 20 日(金)に電子メールにより回答

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書、入札書、委任状については、吹田市ホームページの当該案件のページからダウンロードすること。

9 入札日時及び入札場所

(1)入札日時

令和7年6月 25 日(水) 午後1時 30 分

(2)入札場所

〒564-0027

吹田市朝日町3番 405 号（吹田さんくす3番館4階）教育委員室

10 入札方法

(1)郵便、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2)入札書には単価を記載すること。

(3)落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

(4)入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は 2 回までとする。

(5)再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

11 入札の保証

入札の保証は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額に予定数量を乗じた金額に消費税等相当額を乗じた額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

12 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに業務委託契約等入札心得書(一般競争入札)(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者で

あっても、当該確認の後、入札時点において前記6に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

### 13 落札者の決定

- (1)有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2)落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

### 14 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

### 15 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1)吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2)吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき。
- (3)入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4)正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

### 16 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額に予定数量を乗じた金額に消費税等相当額を加算した額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1)契約保証金の納付
- (2)契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3)当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4)当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

### 17 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

18 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承知の上、入札を行うこと。

入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

19 問合せ先

〒564-0027

吹田市朝日町3番411号

吹田市教育委員会学校教育部保健給食室

電 話 (06)6155-8153

FAX (06)6383-6017

メールアドレス [gaku-kyuu@city.suita.osaka.jp](mailto:gaku-kyuu@city.suita.osaka.jp)